

1 学校事故への対応

Q 学校で事故が起きたとき、どのように対応したらよいか。

A 対応の基本方針 ➡ 児童生徒の生命を守ることを最優先にして、対応する。

対応の流れ	対応上の留意点
(1) 事故現場へ急行し、児童生徒のけが等の状況を確認し、安全確保を行う。 ① 安全確保をする。 ② 管理職へ報告する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必ず複数で対応し、即時対応できるように心がける。 ○ けがの程度に応じて、「学校危機管理マニュアル」等に沿い救急対応を行う。
(2) けがをした児童生徒を病院に連れて行く。 ① 保護者に連絡をとり、希望する病院等を尋ねる。 ② 救急車を要請している場合は、保護者にその旨を伝え、病院に来ていただくようお願いする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急車を要請するか否かを即座に判断し、必要に応じて現場から救急車を要請する。 (意識がはっきりしない、首から上のけが、その他学校では判断しかねる場合は、躊躇せず直ちに要請する) ○ 必ず1名の教職員が病院に同行し、適時(15分おきに等)、児童生徒の容態や治療等の様子を学校に連絡する。 ○ 病院に来た保護者に、けがに至った経緯と状況について事実のみ伝える。(先入観や憶測で話をしない) ○ 手術や入院が必要な場合は、見通しが立つまで、病院で待機し、誠意ある対応をする。
(3) 管理職が、指導第二課へ連絡する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急車を要請した場合には、即時に連絡する。(学校保健課にも連絡する)
(4) 校長を中心に、組織的な対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応については時系列にして、記録を残す。 ○ 指揮系統を一本化する。
(5) 学校にいる教職員が周りにいた児童生徒から十分に情報収集し、けがの原因等を調べる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の教職員で事実確認を的確に迅速に行う。 ○ 周りにいた児童生徒に動揺がある場合は、養護教諭、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、心のケアを行う。 ○ 原因が分かり次第、管理職に連絡する。
(6) けがに至った経緯や状況等について、保護者に説明し、謝罪する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実のみ話をする。(先入観や憶測で話をしない) ○ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の説明を、適切な時期に行う。説明に当たっては学校保健課と連絡をとる。(必ず支給されるとは限らない) ○ 学校管理下で起こったことについて謝罪する。
(7) 再発防止に向けての取組について全職員で共通理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止に向けての取組については、保護者の意向を汲みながら、誠意が伝わるようにし、具体的に進める。 ○ 事故発生後(翌朝等)校長より全教職員へ状況説明を行い、今後の方針を確認する。
(8) 各担任は、各クラスで安全指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職または生徒指導主事・主任が、同じ内容を話すための文書を用意する。
(9) 事故報告書を作成し、概況とともに指導第二課へ提出する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時系列で「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようなことをした」か、概況を作成する。 ○ 概況にそって北九州市立小中学校等管理規則第9条の規定によりA4版1枚で作成する。 (首から上のけが等重篤な事故については必ず作成する)

※ 状況に応じて家庭への支援・協力を行う。